

「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」における
 現行の許可基準の抜粋

重複指定		市街化調整区域の緑地				
特別緑地保全地区		国立公園				
	緑地の保存区域	緑地の保全区域		緑地の育成区域		
指定について	自然環境面及び景観面の機能が非常に優れており、また防災面における保全の必要性が高く、重要度の極めて高い区域。	緑地の保存区域に次ぐ緑地の機能を有する区域。		緑地の保全区域に次ぐ緑地の機能を有し、かつ、レクリエーション面の機能が高い区域。		
規制について	緑地に影響を及ぼす行為は禁止されます。ただし、都市緑地法又は自然公園法の許可を得たものは可能です。	緑地に影響を及ぼす行為については許可が必要となり、許可条件として、一定の樹林地率、自然地率の確保が必要となります。				
〔通常の管理行為・軽易な行為〕小規模な土地の形質の変更や一定規模以下の建築物・工作物の新築等は許可不要となる場合があります。						
	緑地の保存区域	緑地の保全区域		緑地の育成区域		
手続について	都市緑地法または自然公園法の許可を得たうえ、届出を提出して下さい。	許可条件	樹林地率	自然地率	樹林地率	自然地率
		①5ha以上のゴルフ場又は屋外レクリエーション施設	75%	45%	65%	40%
		②5ha以上の産業施設	60%	35%	50%	30%
		③上記①②以外のもの	50%	30%	40%	25%
助成制度	緑地の保存区域	緑地の保全区域		緑地の育成区域		
	各区域共通の制度として、緑地の育成及び緑地の市民利用を総合的に推進するため、災害により荒廃した山林の復元や景観確保のための植林、さらにハイキングコース、ベンチなどの市民利用施設の整備に対しての助成制度があります。また、緑地の保存区域のうち特別緑地保全地区の土地については、緑地を良好な状態で維持管理していくため、奨励金が交付されます。					
買入制度	緑地の保存区域及び緑地の保全区域のうち特に良好な緑地については、一定の要件の下に、土地の買入制度があります。	買入対象外				

【語句説明】

緑地に影響を及ぼす行為	…………	緑地における土地の形質の変更又は木竹の伐採。
樹林地	…………	植栽により造成する樹林地及び自然地。
自然地	…………	緑地に影響を及ぼす行為を行わない土地。
産業施設	…………	産業の研究、研修施設、教育施設、文化施設、社会福祉施設。